会議の名称	令和2年度西東京市個人情報保護審議会(第2回)
開催日時	令和2年7月1日(水)午前10時から午前11時15分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎3階 庁議室
出席者	(出席委員) 横道会長、大川委員、河野委員、茶谷委員、濱野委員、土方委員 (欠席委員) 岡本委員 (説明員) 子育て支援部長、子育て支援課長、子育て支援課手当助成係長 (事務局) 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、総務課法規文書係長、法規 文書係主任、法規文書係主事
議題	議題1 電子計算組織の結合について(答申) 議題2 個人情報の収集及び目的外利用について(諮問) 議題3 個人情報の収集及び目的外利用について(諮問)
会議資料	1 諮問書(写) 2 諮問書(写) 3 資料1-1 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について 4 資料1-2 児童扶養手当・児童育成手当について 5 資料2-1 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家 庭支援事業について
記録方法	□全文記録 □発言者の発言内容ごとの要点記録 ■会議内容の要点記録
会議内容	

会議内容

議題1 電子計算組織の結合について(答申) 会長から教育長に対して、答申書の交付を行った。

議題2 個人情報の収集及び目的外利用について(諮問)

○会 長 ただいまから、令和2年度第2回個人情報保護審議会を開催する。まず、議 題2「個人情報の収集及び目的外利用について」を議題とする。担当課からの 説明を求める。

【説明員から説明】

- ○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。
- ○委 員 児童扶養手当と児童育成手当の違いは。
- ○説明員 児童扶養手当は、国の制度である。父又は母と生計を同じくしていない児童 が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について 手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給している。

18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を養育している父、母又は養育者で、資料 1-2 の 1 (2)①から⑧までに該当することで対象となる。西東京市内の対象者は、約 1,000 人である。

児童育成手当は、東京都の制度である。児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給している。 西東京市内の対象者は、約1,350人である。児童育成手当の方が児童扶養手当より条件等の面で幅広い対象者となっている。

- ○委 員 必要とする個人情報について、諮問書内に記載されているが、本件の支給に際し、保護者と児童の関係は。電話番号等は必要ないのか。
- ○説明員 本事業の支給対象者は、児童を養育している保護者である。児童に直接給付しているものではなく、児童の氏名等は直接利用することはない。対象者には、お知らせ等を郵送することにより支給する旨をお伝えするため、電話番号については、必要ないと考えている。
- ○委 員 申請書類には電話番号等も記載されると思うが、必要とする個人情報に記載 する必要はないか。
- ○説明員 支給する際には、申請をしていただく必要はないが、支給を受けたくない方からは、支給拒否届を提出していただくことがある。基本的には、電話番号は必要ないと考えている。
- ○委 員 資料1-1に追加給付について記載があるが、説明を求める。
- ○説明員 基本給付①又は②に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を 受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者に対して、さらに追加で給付 を行うものである。したがって、基本給付で5万円を支給し、さらに追加給 付で5万円を支給する。追加給付を単独で受けることは、不可能である。
- 〇委 員 資料1-2の1(2)⑤に「父又は母に遺棄されている状態」とあるが、遺棄と はどのような状態か。
- ○説明員 父母ともにいなくなり、施設に入所している状態や里親に養育されている状態が例として挙げられる。
- ○委 員 支給に際し、家庭内暴力等の被害者に対しての配慮・対応は、どのように考えるか。
- ○説明員 家庭内暴力等の被害者情報は、届出があった場合には、庁内で把握できるようになっている。被害者以外に漏れないよう、特段の注意を払う体制を整える。
- ○委 員 資料1-2の所得制限について、教えてほしい。
- ○説明員 例えば、扶養親族1人の場合、本人所得が87万円以下で全部支給、230万円以下であれば一部支給となる。この場合において、本人所得の「本人」とは、父、母等の扶養している者のことを言う。
- ○委 員 資料1-1の基本給付③について教えてほしい。
- ○説明員 児童扶養手当は、前年の所得を元に判断している。今年に入り新型コロナウ イルス感染症の影響により、家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象 となる水準に下がった者についても支給対象とするものである。
- ○委 員 資料1-1①については申請が不要で自動的に振り込まれ、②及び③については申請が必要で、さらに収入の確認が必要な場合には、税情報を閲覧する必要があるということか。
- ○説明員 そのとおりである。
- ○委 員 税情報はどのようなものを閲覧するのか。
- ○説明員 基本的には、確定申告、給報等をシステム上で閲覧する。
- ○委 員 児童扶養手当の対象者は、その全ての人が支給を受けられているのか。

- ○説明員 支給状況についての情報を現在持ち合わせていないが、基本的には、窓口、 電話等で相談があった際には、制度の案内を行う等、情報提供を行っている。
- ○会 長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は退席するように。

【説明員退席】

- ○会 長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。 今回の諮問は、既に子育て支援課が保有している個人情報であるため、認め るということでよろしいか。
- ○委 員 異議なし。
- ○会 長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書(案)を作成し、私と 各委員にお諮りした上で決定することとしたいが、よろしいか。
- ○各委員 異議なし。
- 議題3 個人情報の収集及び目的外利用について(諮問)
- 〇会 長 次に、議題3「個人情報の収集及び目的外利用について」を議題とする。担 当課からの説明を求める。

【説明員から説明】

- ○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。
- ○委 員 議題2の収集する個人情報とは若干異なっているが、両方の政策は異なるということか。違う理由を教えてほしい。
- ○説明員 議題2のひとり親世帯臨時特別給付金は、国の制度である。今回の諮問した 生活必要品の提供は、東京都の制度であるため、必要とする個人情報が似たも のではあるが、あくまでも別の政策である。
- ○会 長 生活必要品の提供は、東京都からの委託事業か。
- ○説明員 そのとおりである。あくまで実施主体は東京都であるが、児童扶養手当の情報を持っているのは各区市町村であるため、各区市町村でもっている情報を用いて対象者に郵送する。
- ○委 員 東京都と市を通すことなく、対象者から委託事業者に直接申し込むということか。
- ○説明員 そのとおりである。カタログギフトであるため、ハガキやWEBから申し込むこととなる。
- ○委員 委託事業者が個人情報を取得することにならないか。東京都の事業であるが、ひとり親家庭の個人情報を事業者が保有することにならないか。委託先に個人情報の保護を最大限遵守するよう、東京都に依頼すべきである。
- ○委 員 委託事業者がひとり親家庭の個人情報を集めることになるが、どのような事業者で何社程度あるのか。
- ○説明員 委託事業者は、都内の百貨店とのことである。これまで多くの個人情報を取り扱ってきていると思われるので、百貨店の個人情報の取扱い等については十分な体制があると思われる。
- ○会 長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は退席するように。

【説明員退席】

- ○会 長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。今回の諮問も、既に子育て支援課 が保有している個人情報についてである。
 - ひとり親家庭の個人情報を事業者が保有することになるため、委託先に個人情報を最大限遵守するよう東京都に求める旨は、附帯意見とするべきである。
- ○委 員 対象者から委託事業者に対する申請の際にひとり親家庭ということが直接 的に記載されていなかったとしても、この事業の対象者と分かれば、間接的に 分かる可能性もある。個人情報を遵守する旨を東京都に求めることは賛成であ る。
- ○説明員 再委託を行うことがあれば、個人情報をどのように管理しているかが不明瞭 になる。東京都が適切に把握・管理するよう求めたいので、附帯意見とすることに賛成する。
- ○会 長 議論が落ち着いたところで、審議会として、「個人情報の収集及び目的外利 用について」を認めるという結論でよろしいか。なお、答申を出すに当たり、 委員から説明があった附帯意見を申し添えるということでよろしいか。
- ○各委員 異議なし。
- ○会 長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書(案)を作成し、私と 各委員にお諮りした上で決定することとしたいが、よろしいか。
- ○各委員 異議なし。
- ○会 長 以上で本日の会議は閉会とする。